

特定非営利活動法人 warming up アートプロジェクト定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 warming up アートプロジェクトという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県つくばみらい市に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を茨城県つくば市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く市民に対して、芸術文化の振興に関する事業を行い、多様な表現活動を通じて地域社会の活性化、共生社会の実現及び国際交流に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 国際協力の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 芸術文化イベントの企画、運営及び受託事業
 - ② 芸術文化を活用した地域活性化、社会貢献及び環境保全・国際協力の推進事業
 - ③ 芸術文化に関する調査研究、情報発信及びコンサルティング事業
 - ④ 芸術文化活動に係る制作、販売、普及及びプロデュース事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品販売、飲食提供を伴う事業及び各種受託事業
 - ② その他この法人の目的を達成するために必要な収益事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1

を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	野口 修
副理事長	大坪 茂人
理事	櫻井 美紀子
監事	大日方 美浦子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2028年5月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	0円
	会費	1000円(1年間分)
(2) 賛助会員	入会金	0円
	会費	1000円(1年間分)

役員名簿

特定非営利活動法人 warming up アートプロジェクト

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	野口 修		無
理事	大坪 茂人		無
理事	櫻井 美紀子		無
監事	大日方 美浦子		無

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設立趣旨書

2026年4月2日

特定非営利活動法人 warming up アートプロジェクト

設立代表者

住所又は居所

氏名

野口 修

1 趣旨

現代社会において、芸術文化は単なる娯楽に留まらず、人と人、人と地域を繋ぎ、多様な価値観を認め合う社会を構築するための不可欠な基盤です。茨城県南地域は、筑波研究学園都市を中心とした先進的な知性と、豊かな自然・伝統が共存する稀有な地域です。私たちは2006年より「芸術文化振興NPO準備委員会」として、この地を拠点に、一流の表現者によるコンサートや美術展、地域課題と向き合うシンポジウム等を企画・運営してまいりました。

これまでの活動の中で、東日本大震災後の「希望へ」シリーズや、沖縄の歴史と文化を見つめる「南風の伝言」などを通じ、芸術が持つ「困難を乗り越える力」や「他者への共感」を呼び起こす力を確信いたしました。また、障害者アートの普及や環境問題、まちづくりとの連携を通じ、芸術が福祉・教育・国際交流・環境保全といった多岐にわたる分野の触媒となり、社会を豊かに活性化させることも実感しております。

しかし、任意団体としての活動には、契約締結や責任の所在、公的助成の活用、さらには持続可能な運営体制の構築において限界があります。約20年の活動実績を礎に、より安定した組織基盤を持つ「特定非営利活動法人(NPO法人)」として再出発することで、地域住民や行政、企業との協働をさらに深化させたいと考えています。

私たちは、子どもから高齢者、障害の有無や国籍を問わず、すべての人が芸術文化に触れ、表現し、共に生きる喜びを分かち合える「自由な広場」を創造してまいります。茨城県南地域から質の高い芸術文化を発信し、心豊かな社会を築くため、ここに特定非営利活動法人を設立いたします。

2 申請に至るまでの経過

当法人の母体となる「芸術文化振興NPO準備委員会」は、茨城県南地域における芸術文化の振興と、それを通じた豊かな地域コミュニティの構築を目的として、2006年より約20年にわたり以下の通り活動を展開してまいりました。

【1】草創期：一流の芸術と地域社会の融合（2006年～2010年）

設立当初より、つくばカピオやノバホールを拠点に、世界的なアーティストを招聘した公演と、地域住民が参加するシンポジウムを軸に活動を開始いたしました。

2006年：[redacted] ニューヨーク・トリオ公演を開催。また、ゆかりの森にて「アートとコミュニティ」をテーマとした参加型シンポジウムを開催し、NPOへの期待について議論を深めました。

2007年：[redacted]サムルノリ公演。[redacted]氏（津軽三味線）をゲストに迎え、事前ワークショップや交流会を通じて市民とアジア文化の橋渡しを行いました。

2009年：障害者パフォーマンスグループ「劇団 態変」のつくば公演を主催。福祉と芸術の融合を実践いたしました。

【2】展開期：震災後の再生と社会提言（2012年～2014年）

東日本大震災を契機に、芸術が社会の困難にどう向き合うかを問い直すシリーズ企画「希望へ」を始動いたしました。

2012年：『BEFORE&AFTER 3・11』希望へ vol.1

[redacted] × [redacted]展（つくば美術館）を中心に、市内のカフェやギャラリー23箇所を巻き込んだ大規模なアートプロジェクトを展開いたしました。

2013年：『BEFORE&AFTER 3・11』希望へ vol.2 & vol.3

「地域エネルギー」をテーマとした映画・トークセッションや、[redacted]氏らによる被災地の記憶と再生をテーマにした公演を開催。茨城県・茨城県教育委員会の後援を受け、社会課題へのアプローチを強めました。

【3】深化期：文化の探求とコロナ禍での柔軟な対応（2019年～2023年）

沖縄の歴史と文化に焦点を当てた多角的プロジェクトを展開し、地域社会に深い洞察を提供するとともに、パンデミックという困難な状況下でも活動を継続いたしました。

2019年：南風の伝言 2019

[redacted]氏のコンサート、写真・絵画二人展を開催。つくば市教育委員会の後援を受け、音楽・写真・絵画を通して沖縄の精神性を見つめる場を創出いたしました。

2020年：南風の伝言 2020（コロナ禍における活動継続）

新型コロナウイルス感染症の影響により、コンサートを延期・分散開催するなど、感染対策を徹底した上で事業を完遂。茨城県つくば美術館での美術展やドキュメンタリー映面上映を通じ、困難な時期だからこそ必要な「表現の場」を守り抜きました。

2023年：特別な一日（[redacted] × [redacted]）

日本音楽界を牽引してきた表現者たちの共演をつくばカピオにて実現。2006年の設立当初からの想いを繋ぎ、次なる法人化への機運を高めました。

【4】法人設立への合意

以上のように、約20年にわたり一貫して「芸術と社会の結びつき」をテーマに活動を続けてまいりました。任意団体としての活動は十分に成熟し、行政や地域社会からの信頼も確立されました。

今後は、不測の事態にも揺るがない安定した運営基盤を確立し、行政や企業との協働を一層深化させ、より公的な責任を果たすため、2025年12月18日の会議において、特定非営利活動法人（NPO法人）への組織移行を決定いたしました。その後、2026年4月2日の設立総会において、本設立趣旨書が承認されました。

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 warming up アートプロジェクト

1 事業実施の方針

本法人の設立初年度となる今年度は、法人の目的を地域社会に伝えるための「中心となる公演事業の実現」と、今後の活動を支える「運営体制の整備」の二つを基本方針とする。

1. 震災 15 年をテーマとした芸術文化事業の実施

東日本大震災から 15 年となる節目に、詩人・[REDACTED]氏の詩を軸とした総合芸術公演を開催する。この事業を通じて、地域の記憶を次世代へつなぐとともに、市民参加型のプログラムを取り入れることで、地域における芸術文化の役割を広めていく。

2. 継続的な活動に向けた組織づくりの推進

NPO 法人として安定した運営を行うため、定期的な会議を通じて意思決定の仕組みを整える。また、事務局機能を充実させ、WEB 等による情報発信や、助成金の活用や広報基盤の構築など、次年度以降も活動を継続していくための土台づくりに注力する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①芸術文化 イベント の企画、運 営及び受 託事業	・芸術文化公演事業 東日本大震災 15 年「15 年 目の祈り:詩の礎」の開催。 詩人・[REDACTED]氏による詩 の朗読を中心に、音楽・ダ ンス・映像・舞台美術を融 合させた総合芸術公演を開 催。市民から公募した「祈 りの詩」の朗読もプログラ ムに組み込み、地域住民と 共に震災から 15 年の節目 を刻む。	(A)8 年 8 月 (B)つくばノバホ ール (C)15 名	(D)茨城県に 在住・在 勤する市 民 (E)600 名	1,000

②芸術文化を活用した地域活性化、社会貢献及び環境保全・国際協力の推進事業		・本事業年度は、実施予定なし。		
③芸術文化に関する調査研究、情報発信及びコンサルティング事業	・芸術文化に関する調査研究、会報の発行、Web サイト、SNS による情報発信を行う。	(A) 随時 (B) 主たる事務所及びオンライン会議システム (C) 3名程度	(D) 芸術文化活動に関心のある市民、地域住民、及びインターネット利用を介して情報を必要とする不特定多数の者。 (E) 不特定多数	100
④芸術文化活動に係る制作、販売、普及及びプロデュース事業		・本事業年度は、実施予定なし。		

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 物品販売、飲食提供を伴う事業及び各種受託事業		・本事業年度は、実施予定なし。	

②その他、この法人の目的を達成するために必要な収益事業		・本事業年度は、実施予定なし。	
-----------------------------	--	-----------------	--

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和9年度の事業計画書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人 warming up アートプロジェクト

1 事業実施の方針

本法人の活動2年目となる本年度は、前年度に構築した基盤を軸として、「活動の継続的な展開」と「地域社会へのさらなる浸透」を方針とする。

・多様な表現に触れる公演事業の継続

前年度の成果を継承し、次なる表現を提示する招聘公演を企画・運営する。質の高い芸術に触れる機会を定期的に創出することで、地域の文化振興に寄与する。

・対話と交流を育む地域共生アート事業の推進

市民が主体的に参加できるワークショップを定期開催し、芸術を介した地域住民同士の交流の場を広げる。多様な属性の人々が共に表現を楽しむことで、包摂的なコミュニティづくりを目指す。

・地域の文化資源を未来へつなぐ調査研究活動

地域に眠る文化資源の調査・アーカイブ化に着手し、その成果を共有するシンポジウムを開催。記録と対話を通じて、地域のアイデンティティを再発見し、未来へ継承するための基盤を構築する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①芸術文化イベントの企画、運営及び受託事業	・公演事業「南風の伝言2027」の企画・運営。沖縄の伝統文化や現代表現に触れる公演、および交流事業。音楽・美術・映像などを通じて多角的に沖縄文化を紹介し、地域住民との相互理解を深める。	(A)秋季に公演予定、及び準備期間として通年。 (B)つくば市内または県南自治体の文化施設 (C)15名程度	(D)沖縄文化や芸術に関心のある市民、地域住民および教育・福祉関係者等 (E)延べ1500名	1,200

<p>②芸術文化を活用した地域活性化、社会貢献及び環境保全・国際協力の推進事業</p>	<p>・障害の有無や世代を超えて誰もが芸術表現を楽しむワークショップを定期開催する。地域コミュニティの活性化と相互理解を促進する。</p>	<p>(A)年2回程度 (B)県南地域の公共施設(コミュニティセンター等) (C)5名程度</p>	<p>(D)地域住民、子どもから高齢者、障害を持つ方、および芸術を通じた交流に関心のある市民。 (E)延べ80名程度</p>	<p>200</p>
<p>③芸術文化に関する調査研究、情報発信及びコンサルティング事業</p>	<p>・芸術文化に関する調査研究、法人の活動報告や地域の文化情報を掲載した会報の発行、webサイトやSNS、メールマガジンによる情報発信を行う。</p>	<p>(A)通年 (B)主たる事務所、市内各所、及びオンライン上 (C)3名程度</p>	<p>(D)本法人の会員、地域住民、およびインターネットを利用して情報を必要とする不特定多数の者。 (E)不特定多数</p>	<p>100</p>
<p>④芸術文化活動に係る制作、販売、普及及びプロデュース事業</p>		<p>・本事業年度は、実施予定なし。</p>		

(2) その他の事業

<p>事業名 (定款に記載した事業)</p>	<p>具体的な事業内容</p>	<p>(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数</p>	<p>事業費の 予算額 (単位：千円)</p>
<p>①物品販売、飲食提供を伴う事業及び各種受託事</p>		<p>・本事業年度は、実施予定なし。</p>	

業			
②その他、この法人の目的を達成するために必要な収益事業		・本事業年度は、実施予定なし。	

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 warming up アートプロジェクト

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	10,000		10,000
賛助会員受取会費			
.....			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
.....			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
.....			
4. 事業収益			
公演事業収益	1,170,000		1,170,000
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
.....			
経常収益計	1,180,000		1,180,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計			
(2) その他経費			
会場費	120,000		120,000
旅費交通費	60,000		60,000
出演料	400,000		400,000
宣伝印刷費	170,000		170,000
業務委託費	350,000		350,000
その他経費計	1,100,000		1,100,000
事業費計	1,100,000		1,100,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費	30,000		30,000
旅費交通費	60,000		60,000
減価償却費			
支払利息			
.....			
その他経費計	80,000		80,000
管理費計	80,000		80,000
経常費用計	1,180,000		1,180,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
経費区分振替額			
当期正味財産増減額			
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

令和9年度 活動予算書
2027年4月1日から2028年3月31日まで
特定非営利活動法人 warming up アートプロジェクト
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費 正会員受取会費	20,000		20,000
2 受取寄附金 受取寄附金	10,000		10,000
3 受取助成金等 受取民間助成金	200,000		200,000
4 事業収益 公演事業収益 講座事業収益	1,200,000 150,000		1,200,000 150,000
5 その他収益 受取利息 雑収益			
経常収益計	1,580,000		1,580,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費 会場費 旅費交通費 謝礼 広告宣伝費 業務委託費 その他経費計	200,000 200,000 550,000 250,000 300,000 1,500,000		200,000 200,000 550,000 250,000 300,000 1,500,000
事業費計	1,500,000		1,500,000
2 管理費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息	30,000 50,000		30,000 50,000
その他経費計	80,000		80,000
管理費計	80,000		80,000
経常費用計	1,580,000		1,580,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額			
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0